



第 **199** 回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2019年6月25日（火）
午前10時 開始（午前9時半 開場）

場所

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
丸の内ビルディング
7階 丸ビルホール
末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

**本年度は、株主総会会場を変更して
おります。**

お間違えないようご注意ください。

株主総会に当日ご出席いただけない株主様

同封の議決権行使書のご返送又はインターネットにより
議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



郵送



インターネット

郵送・インターネットによる議決権行使期限は
2019年6月24日（月）午後5時到着分までです。

決議事項

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）
4名選任の件

目次

● 招集ご通知	2
● 株主総会参考書類	5
● 招集ご通知提供書面	
事業報告	11
連結計算書類	28
計算書類	30
監査報告書	32
● ご案内図	末尾



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からもご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/3202/>



ダイトウボウ株式会社

証券コード：3202

株主の皆様へ



代表取締役社長 山内 一裕

株主の皆様におかれましては、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第199回定時株主総会招集ご通知をご高覧願うにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、国際的な貿易摩擦の懸念の台頭がありましたものの、緩和的な金融環境の継続と各種政策効果もあって緩やかな回復基調が続きました。

こうした中で、当社グループは、今年度からスタートした「中期経営方針 Get Ahead of the Future ～新しい時代の先へ～」に基づく諸施策に鋭意取り組み、まず柱となる戦略のうち「成長投資」におきましては、静岡県下有数の商業施設である「サントムーン柿田川」において増床・リニューアル工事（第4期開発）を進め、昨秋に別棟を先行開業したうえで、現在は新棟建設工事を計画に沿って進めております。また、柱となる戦略のうち

「事業規模の拡大」におきまして、大阪を地盤とする和田哲株式会社からヘルスケア事業を今年度末に譲受け、新しい体制をスタートさせました。さらに「財務戦略」といたしまして、8月に減資を完了させるとともに、第4期開発に伴う借入増に備え一部借入金利の固定化を実施いたしました。

かかる中、当期の業績は、売上高において、アパレル市況の厳しさの影響を受けましたものの、商業施設事業とヘルスケア事業が増収となったことから6期ぶりに増収に転じました。さらに、第4期開発に係る一過性の費用負担などがありましたものの、営業外収益の計上や減資に伴う税金費用の圧縮などもあり、親会社株主に帰属する当期純利益が前期比増益（184.1%増）となりました。この結果、平成最後の決算である当期決算において、平成元年3月期以来の増収増益決算を達成することが出来ました。

また、事業譲受けの効果や当期の業績動向などを踏まえれば、中期経営方針の損益見込みについて改善が見込まれるため、「中期経営方針の修正に関するお知らせ」を公表いたしました。

当社グループといたしまして、ここに改めて、日頃の株主の皆様のご理解とご支援に感謝申し上げます次第でございます。

2019年度におきましても、経営理念である「進取の精神」に基づき、変化に柔軟に対応し、「中期経営方針 Get Ahead of the Future～新しい時代の先へ～」の経営諸施策に役職員一体となって取り組み、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に全力で努めてまいりますので、株主の皆様の一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

証券コード 3202
2019年6月4日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町一丁目6番1号
ダイトウボウ株式会社
代表取締役社長 山内 一裕

第199回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第199回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月24日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださるか、または後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」（3頁から4頁）をご参照のうえ、インターネットにより議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|------|--|
| 1. 日 | 時 | 2019年6月25日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング
7階 丸ビルホール
本年度は、会場を変更しておりますのでご注意ください。
(末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項 | 報告事項 | 第199期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | 議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件 |

以 上

- 〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 〇本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.daitobo.co.jp>）に掲載し、提供しております。
- 〇株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.daitobo.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2019年6月24日（月曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/3202/>



4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター
[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

以 上

株主総会参考書類

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

現任取締役（監査等委員である取締役を除く）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者の指名につきましては、独立社外取締役を主要な構成員とし、社長・副社長を含む諮問委員会において、経営者としての経験・見識・能力等を総合的に勘案して答申された候補者の選任に関する意見を参考に、取締役会の決議により決定しております。

また、監査等委員会は、各候補者に関して、深い専門知識、豊富な経験、取締役としての適格性を有し、当事業年度における業務執行状況および業績等を踏まえ、企業価値向上に貢献が期待されることから、各候補者を取締役に選任することが適切であると判断しております。

候補者
番号

1

やま うち かず ひろ
山 内 一 裕

1957年1月5日生

再任

**略歴、当社における地位、担当**

1979年4月 三井信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入社
 2002年2月 中央三井信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）人事企画部長
 2004年1月 同社大阪支店営業第二部長
 2007年1月 同社新宿西口支店長
 2009年6月 当社取締役経営企画部長
 2010年8月 当社常務取締役経営管理本部長兼経営企画部長
 2012年6月 当社専務取締役経営管理本部長兼不動産本部副本部長 内部統制担当
 2013年7月 当社取締役専務執行役員経営管理本部長兼人事部長 経営戦略・内部統制担当
 2015年6月 当社代表取締役社長（現任）
 上海大東紡織貿易有限公司董事長（現任）
 （現在に至る）

■ 取締役会出席状況
18回すべてに出席

■ 所有する当社の株式の数
65,600株

■ 重要な兼職の状況
上海大東紡織貿易有限公司董事長
※当社の100%子会社であります。

取締役候補者とした理由

山内一裕氏は、当社の代表取締役社長として強いリーダーシップと行動力のもとグループ全体を牽引してきている実績と、金融機関での長年の経験と当社における豊富な経営経験のもと経営全般に関する高い見識と知見を有しております。当社といたしましては、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のため、今後とも経営に不可欠の人材であると判断し、引き続き当社取締役として選任をお願いするものであります。

**略歴、当社における地位、担当**

1974年 3月 当社入社
2002年 4月 当社機能繊維事業部長
2004年 4月 当社繊維事業本部副本部長
2005年 5月 新潟大東紡株式会社取締役社長
2007年 5月 大東紡寝装株式会社取締役社長
2011年10月 当社営業本部機能繊維営業部長
2012年 6月 当社取締役営業本部機能繊維営業部長
2013年 6月 当社取締役副社長
2014年 2月 当社取締役副社長
ヘルスケア事業本部長
2014年 6月 当社代表取締役副社長
ヘルスケア事業本部長
2015年 4月 当社代表取締役副社長
ヘルスケア事業、繊維・アパレル事業管掌
2017年11月 当社代表取締役副社長
ヘルスケア事業本部長兼繊維・アパレル事業管掌（現任）
（現在に至る）

■ 取締役会出席状況
18回すべてに出席

■ 所有する当社の株式の数
53,700株

■ 重要な兼職の状況
該当事項ありません。

取締役候補者とした理由

野村利泰氏は、当社の代表取締役副社長として、営業部門・製造部門全体を統括してきている実績と、長年の社歴を背景に社内外の幅広い人脈を有しており、今後の事業拡大ひいては当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のため不可欠な人材であると判断し、引き続き当社取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

み えだ しょう ご
三 枝 章 吾

1969年2月12日生

再任

**略歴、当社における地位、担当**

1990年4月 当社入社
 2010年9月 当社管理部経理グループ長
 2012年6月 当社経営管理本部経営企画部長
 2015年6月 当社取締役執行役員経営管理本部長 内部統制担当（現任）
 （現在に至る）

■ 取締役会出席状況
18回すべてに出席

■ 所有する当社の株式の数
16,800株

■ 重要な兼職の状況
該当事項ありません。

取締役候補者とした理由

三枝章吾氏は、当社の取締役として経営管理・内部統制などの管理部門全般を統括してきている実績と、当社における経理・経営企画に関する長年の経験と深い知見を有しております。当社といたしましては、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のため不可欠な人材であると判断し、引き続き当社取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

さわ だ やす のぶ
澤 田 康 伸

1953年1月9日生

再任

社外
独立役員



略歴、当社における地位、担当

1976年4月 労働省（現厚生労働省）入省
1989年1月 A.T.Kearney, Inc.（現A.T.カーニー株式会社）入社 東京事務所
配属
1997年10月 同社ディレクター・オブ・プラクティスマネジメント
2002年4月 エンタープライズ・アイ・ジー・ジャパン株式会社（現Brand
Union/WPPグループ）エグゼクティブ・ディレクター
2003年7月 ヴィブランド・コンサルティング株式会社代表取締役（現任）
2015年6月 当社社外取締役（現任）
（現在に至る）

取締役会出席状況
18回すべてに出席

所有する当社の株式の数
0株

重要な兼職の状況
ヴィブランド・コンサルティング株式会社代表取締役
※上記兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

社外取締役候補者とした理由

澤田康伸氏は、長年の行政経験と経営コンサルティング経験の中で培われた深い知見と高い見識のもと、経営への幅広い助言をいただいで来ております。また、当社の筆頭社外取締役として社外役員会議の議長を務めるなど、経営執行の監督機能強化についても中心的な役割を果たして来ていただいでしております。当社といたしましては、今後とも広範かつ高度な視野からの当社事業活動全般に対する助言および経営執行の適切な監督をいただくため不可欠な人材と判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

- (注) 1. 各取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. なお、その他社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
①澤田康伸氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
②澤田康伸氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。当社は同氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ており、同氏が取締役に選任され就任した場合には、独立役員の届け出を継続する予定であります。
③当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、同氏が取締役に選任され就任した場合には、当社は同氏との間で同内容の責任限定契約を継続する予定であります。

以上

〈ご参考〉

【当社の取締役選任方針】

当社は、定款に定める取締役の員数の範囲内を前提に、事業規模・事業の範囲等を踏まえて、高い専門性や経営者としての資質と見識を兼ね備えることを前提に候補者を選定します。加えて、高い見識を有し客観的な立場から経営等の監督や企業価値向上に資する意見・提言を行う独立社外取締役候補者を選任することとしています。一方、執行役員制度を導入し、経営の監督責任と業務の執行責任を明確化することとしています。また、2016年6月から監査等委員会設置会社に移行しました。これらにより、取締役会として、経営監督を効率的かつ実効性をもって行える体制とすることを基本的な考え方としています。なお、監査等委員である取締役には財務・会計に関する十分な知見を有する者を1名以上選任します。

【当社の取締役選任手続き】

取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役候補者の指名については、独立社外取締役を主要な構成員とし、社長・副社長を含む諮問委員会において、経営者としての経験・見識・能力等を総合的に勘案して答申された候補者に関する意見を参考に、取締役会の決議により決定しています。

【当社の社外取締役の独立性判断基準】

当社取締役会では、社外取締役が次の項目のいずれにも該当しないと判断される場合、独立性を有していると判断しております。

- ① 現在または過去において当社または当社子会社の業務執行者
- ② 現在または過去5年間に於いて当社の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主をいう）またはその業務執行者
- ③ 現在または過去5年間に於いて当社を主要な取引先とする者（過去3事業年度のいずれかの年度において取引先の当社グループに対する売上高が取引先の連結売上高の2%以上を占めるものをいう）またはその業務執行者
- ④ 現在または過去5年間に於いて当社の主要な取引先（過去3事業年度のいずれかの年度において当社グループの連結売上高の2%以上を占めるものをいう）またはその業務執行者
- ⑤ 現在または過去5年間に於いて当社の主要な借入先（当社グループが借入を行っている金融機関であって、その総借入残高が直近の事業年度末の当社グループの総借入残高の10%を超える金融機関をいう）の業務執行者
- ⑥ 当社から役員報酬以外に多額（過去3事業年度のいずれかの年度において1千万円を超えるものをいう）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- ⑦ 当社が多額（過去3事業年度のいずれかの年度において1千万円を超えるものをいう）の寄付または助成を受けている（または行っている）団体の業務執行者
- ⑧ 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者
- ⑨ 上記①～⑧に該当する者の配偶者、二親等内の親族もしくは同居の親族
- ⑩ 社外取締役としての通算在任期間が8年を超える者

(提供書面)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策効果もあって緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、国内においては一部で物価上昇の動きが鈍く、海外においては貿易摩擦の懸念が台頭するなど今後の景気動向に注意を要する展開となりました。

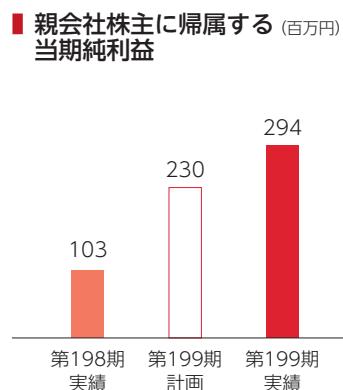
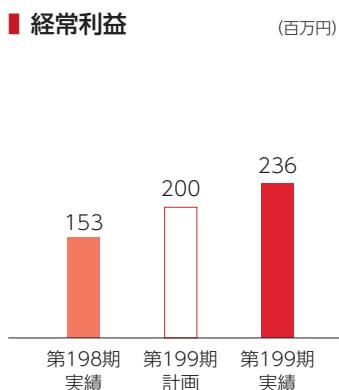
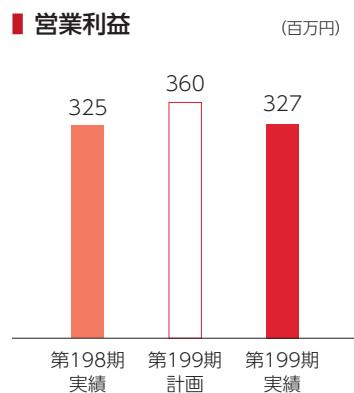
このような状況の中で、当社グループは、今年度からスタートした「中期経営方針 Get Ahead of the Future ～新しい時代の先へ～」に基づく諸施策に鋭意取り組みました。

商業施設事業におきましては、静岡県下有数の商業施設である「サントムーン柿田川」が引き続き順調に推移するとともに、同施設の増床・リニューアル工事（第4期開発）において、まず別棟を先行開業したうえで、現在は新棟建設工事を計画に沿って進めているところであります。ヘルスケア事業におきましては、需要の底堅い健康ビジネス関連商品の企画・製造・販売に注力するとともに、今年度末に、ヘルスケア事業の譲受けを完了し、来期に向けた営業活動に着手しました。繊維・アパレル事業におきましては、アパレル市況の厳しさの影響からボリューム面で苦戦する中、採算性の向上に努めました。

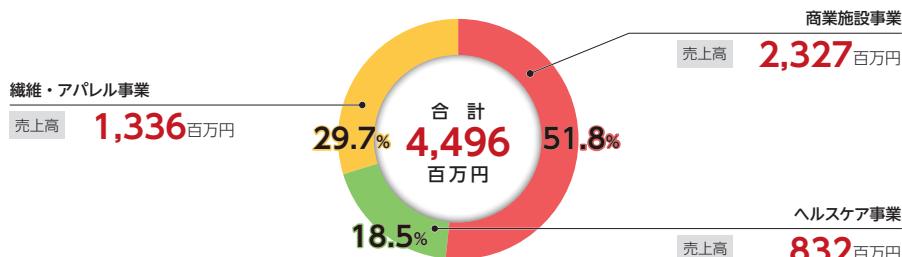
以上の結果、当期の業績は、売上高は44億96百万円(前期比1.6%増)と6期ぶりに増収に転じました。さらに採算面の改善もあり、商業施設事業の第4期開発に伴う工事費用やシンジケートローン実行に伴う一過性の費用負担があったものの、営業利益は3億27百万円(前期比0.6%増)となり、移転補償金の受取や支払利息などの営業外収支を考慮した経常利益は2億36百万円(前期比53.8%増)と前期比増益となりました。これに、減資に伴う税金費用の改善等を加味した法人税等の負担を考慮した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は2億94百万円(前期比184.1%増)と前期比増益の決算となりました。

また、中期経営方針との対比につきましては、「(3) 中期経営方針の達成状況」に記載のとおり、損益見込等の改善が見込まれるため、中期経営方針の修正を公表いたしました。

なお、誠に遺憾ではございますが、配当につきましては内部留保を高める観点から今年度につきましても見送りとさせていただきたく何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様には深くお詫び申し上げます。

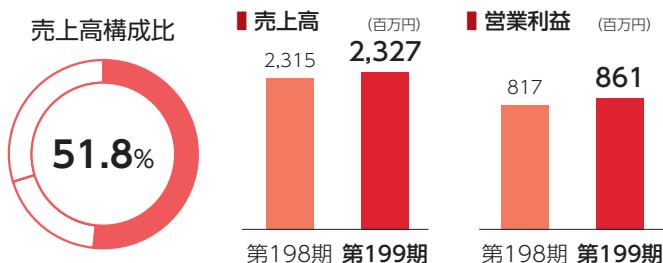


■ 売上高構成比率



セグメントの業績は次のとおりであります。

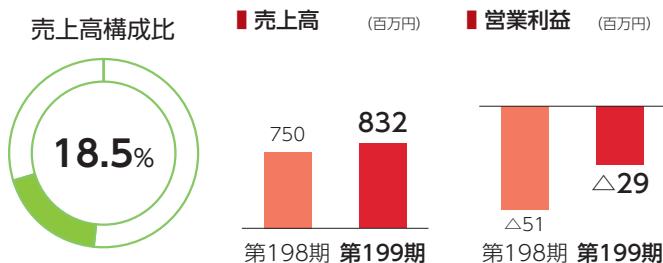
商業施設事業



商業施設事業につきましては、静岡県下有数の商業施設である「サントムーン柿田川」においてアミューズメントなどが順調に推移し、売上高は前期を上回りました。損益面では、第4期開発に伴う減価償却費負担や解体費用の計上がありましたものの、経費削減に努めたことから、前期比増益となりました。

この結果、商業施設事業の売上高は23億27百万円(前期比0.5%増)、営業利益は8億61百万円(前期比5.5%増)となりました。

ヘルスケア事業



健康ビジネス部門につきましては、遠赤外線関連を始めとする健康寝具が伸長したため、売上高は前期を上回りました。一般寝装品部門につきましては、提案営業の効果もあり、売上高は前期を上回りました。損益面では、増収効果と採算性の向上により、前期比改善しました。

この結果、ヘルスケア事業の売上高は8億32百万円(前期比10.9%増)、営業損失は29百万円(前期は営業損失51百万円)となりました。

繊維・アパレル事業



衣料部門につきましては、中国内販ビジネスが好調でありましたものの、国内アパレル市況の厳しさの影響が響き、売上高は前期を下回りました。ユニフォーム部門につきましては、官需ユニフォームで期末に見込んだ売り上げが伸びないなど苦戦となり、売上高は前期を下回りました。損益面では、減収効果に加え、在庫処分に伴う損失計上もあり、前期を下回りました。

この結果、繊維・アパレル事業の売上高は13億36百万円(前期比1.9%減)、営業損失は24百万円(前期は営業損失2百万円)となりました。

事業別の売上高は次のとおりであります。

事業区分	売上高	前期比	構成比
商業施設事業	2,327百万円	+12百万円	51.8%
ヘルスケア事業	832百万円	+82百万円	18.5%
繊維・アパレル事業	1,336百万円	△25百万円	29.7%
合計	4,496百万円	+69百万円	100.0%

② 設備投資の状況
当期中に特記すべき設備投資は行っておりません。

③ 資金調達の状況
当期中に特記すべき資金調達は行っておりません。

(2) 対処すべき課題

今後のわが国経済の動向につきましては、緩和的な金融環境と政府の経済対策により、引き続き緩やかな回復基調を維持することが見込まれます。ただし、第4次産業革命の進展に伴う劇的な市場変化、国際的な貿易摩擦や海外の政治経済動向などの要因の不確実性に注意を要する必要があると考えております。

こうした環境下、当社は、2018年4月から5年間の「中期経営方針 Get Ahead of the Future～新しい時代の先へ～」をスタートさせ、以下の経営戦略を進めております。

① 成長投資と維持更新投資への優先的な取り組み

収益の柱である商業施設事業に最優先で継続投資いたします。現在、静岡県下有数の商業施設である「サントムーン柿田川」において、増床・リニューアル工事（第4期開発）を計画に沿って進めているところであります。今後、開業に向けた準備、開業後の運営、周辺市場との競合対策など、諸課題に適確に対応していく考えであります。

② 事業規模の拡大と収益性の向上

収益の柱である商業施設事業に経営資源を傾斜配分することにより、当社グループとして、事業規模の拡大と収益性の向上を確実なものとしていきます。事業規模の拡大にあたっては、ESG（環境・社会・ガバナンス）、CSV（共通価値の創造）といった概念およびバリューチェーンによる価値創造をしっかりと意識して取り組みます。さらに、事業推進においては、当社の独自性を活かしつつ、既往の締結済みの資本業務提携先とのコラボレーション的な取り組みを一層強化し、目の前のビジネスチャンスをしつ

かり捉えていきます。同時に、将来の布石として、商業施設事業を始めとした当社グループの各事業のシナジーを意識した新規事業の創出にも取り組みます。

なお、2018年3月に開示いたしましたヘルスケア事業の一部譲受けに関しまして、2019年3月29日付で事業譲受けを完了いたしました。今後は、譲受け事業の統合効果を最大限発揮すべく社内体制を整え事業規模拡大を推進していく考えであります。

③ 財務マネジメントの強化と復配

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、財務の健全性の確保が大前提となります。一方、成長投資へ優先的に取り組む観点から新規借入れを実施しており、今後は、既存借入金を着実に圧縮しつつ、成長投資のための借入金のマネジメントやフリーキャッシュフローの確保など、従来以上に財務マネジメントを強化していく考えであります。これらにより、中期経営方針期間中に確実に復配の目途をつけるべく、着実に内部留保を高めていく考えであります。

④ 人材の確保と育成

働き方改革への取り組みや女性が活躍できる環境作りを推進し、人材の確保と育成に取り組みます。

⑤ コーポレートガバナンスコードに沿った経営の徹底

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を確実なものとするため、ガバナンス体制の維持・強化を図るとともに、事業活動を通じた社会的課題への対応も推進します。

以上により、当社グループは、120年を超える当社の歴史と伝統を背景に、経営理念である「進取の精神」と「自利利他の心」に基づき、発想力を活かし無限大の可能性への挑戦を続け、当社グループの役職員一同全力で、「中期経営方針 Get Ahead of the Future～新しい時代の先へ～」を推進し、企業価値のさらなる向上に邁進する所存でございますので、株主の皆様には倍旧のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 中期経営方針の達成状況

初年度となる今期の計画は2018年11月に上方修正いたしました。修正後計画との対比で、売上高は繊維・アパレル事業の未達が響き計画比5.3%減、計画外で在庫処分を行ったこともあり営業利益は9.0%減となりましたものの、営業外収支と税金等の負担を考慮した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は計画比28.2%増の増益となりました。

なお、2019年3月に実施したヘルスケア事業の譲受効果などを加味し、中期経営方針の損益見込みと財務目標を修正し2019年5月10日付で公表いたしました。

中長期的な損益見込と財務目標

①2018年度計画対比と今後の連結業績見込

(単位：百万円)

	2018年度 計画	2018年度 実績	差異	2019年度 見込	2020年度 見込	2021年度 見込	2022年度 見込
売上高	4,750	4,496	△254	5,400 (+300)	5,900 (+600)	6,000 (+600)	6,200 (+700)
営業利益	360	327	△33	460 (+10)	490 (+20)	500 (+20)	530 (+30)
親会社株主に帰属 する当期純利益	230	294	+64	230 (+30)	260 (+40)	270 (+20)	300 (+20)
純資産	4,650	4,308	△342	4,590 (△260)	4,850 (△250)	5,100 (△200)	5,400 (△100)
有利子負債	11,350	10,812	△538	12,500 (+300)	11,600 (±0)	10,950 (±0)	10,300 (±0)

(注) 1. 差異欄の赤字は計画達成項目であります。

2. 見込欄の()は修正前計画との増減であります。

3. 純資産の減少は、減資に伴う法人税率変更による再評価差額金の減少および金利固定化に伴うヘッジ会計の採用によるマイナスの繰延ヘッジ損益の計上によるものであります。

②2018年度財務目標達成状況と今後の財務目標

	2018年度 目標	2018年度 実績	達成状況	2019年度 見込	2020年度 見込	2021年度 見込	2022年度 見込
営業利益率	7%	7.3%	+0.3%	9% (±0%)	8% (△1%)	8% (△1%)	9% (±0%)
ROE	4%	6.7%	+2.7%	5% (+1%)	6% (+1%)	5% (±0%)	6% (+1%)
Net DER	215%	222.8%	+7.8%	250% (+25%)	220% (+20%)	195% (+20%)	170% (+15%)

(注) 1. 達成状況欄の赤字は目標達成項目であります。

2. 見込欄の()は修正前計画との増減であります。

3. 2020～2021年度の営業利益率が修正前計画を下回るの売上高の増加に伴うものであります。

4. ROE = 株主資本利益率、Net DER = 純有利子負債資本倍率

(4) 財産および損益の状況

区 分	第 196 期 (2016年3月期)	第 197 期 (2017年3月期)	第 198 期 (2018年3月期)	第 199 期 (2019年3月期) (当期)
売上高 (百万円)	5,407	4,701	4,427	4,496
営業利益 (百万円)	378	417	325	327
経常利益 (百万円)	74	267	153	236
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	124	156	103	294
1株当たり当期純利益 (円)	4.17	5.21	3.47	9.86
総資産 (百万円)	18,996	19,093	18,888	20,853
純資産 (百万円)	4,300	4,329	4,450	4,308
1株当たり純資産額 (円)	143.66	144.63	148.56	143.76
有利子負債額 (百万円)	9,135	9,324	9,020	10,812

<ご参考>

サントムーン柿田川の増床・リニューアル工事（第4期開発）について

- ・2018年10月に別棟（クライミングのトレーニング設備を有するアウトドア専門店）を先行開業いたしました。



第21回ディベロッパー&テナント大賞 『特別賞（地域共生賞）』受賞

1997年以来、地域密着を基本に運営し、コミュニティ拠点としての役割を果たしていることを評価され受賞いたしました。



(2019年3月織研新聞広告)

(5) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

事業内容	主要製品・サービス
商業施設事業	不動産賃貸、商業施設の運営・管理
ヘルスケア事業	寝装品等の製造・販売
繊維・アパレル事業	アパレル製品（衣料品、ユニフォーム）等の製造・販売

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
大東紡エステート株式会社	30百万円	100.0%	商業施設の運営・管理
新潟大東紡株式会社	10百万円	100.0%	寝装品製造・販売
上海大東紡織貿易有限公司	45万米ドル	100.0%	衣料品販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業所（2019年3月31日現在）

区分	所在地
当 社	東京都中央区
大東紡エステート株式会社	静岡県駿東郡清水町
新潟大東紡株式会社	新潟県十日町市
上海大東紡織貿易有限公司	中国上海市

(8) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
商業施設事業	31 (0) 名	△1 (±0) 名
ヘルスケア事業	41 (4) 名	+7 (+1) 名
繊維・アパレル事業	17 (0) 名	±0 (±0) 名
全社 (共通)	20 (0) 名	±0 (△1) 名
合計	109 (4) 名	+6 (±0) 名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
58 (1) 名	+9 (△1) 名	48.1歳	13.7年

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(9) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額
シンジケートローン	10,445百万円
株式会社三菱UFJ銀行	240

- (注) シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行をアレンジャー、株式会社静岡銀行をコ・アレンジャーとするシンジケート団5行 (株式会社みずほ銀行、株式会社静岡銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行および株式会社きらぼし銀行) による協調融資によるものです。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 96,000,000株
- ② 発行済株式の総数 30,000,000株
- ③ 株主数 11,210名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	所有株式数	持 株 比 率
ファーストブラザーズ株式会社	682千株	2.27%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	614	2.05
株 式 会 社 シ ー ド	501	1.67
株 式 会 社 デ ベ ロ ッ パ ー 三 信	500	1.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	431	1.43
株 式 会 社 S B I 証 券	388	1.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口2)	344	1.15
楽 天 証 券 株 式 会 社	320	1.07
新 陽 株 式 会 社	280	0.93
五 十 嵐 和 博	280	0.93

(注) 持株比率は自己株式 (68,749株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当社役員等が保有している新株予約権の状況

2016年11月9日開催の取締役会決議による新株予約権

- ①発行した新株予約権の数
80個
- ②新株予約権の目的となる株式の種類および数
普通株式 80,000株
- ③新株予約権の払込金額
新株予約権 1 個当たり70,000円 (1 株当たり70円)
- ④新株予約権の行使価額
新株予約権 1 個当たり1,000円

⑤新株予約権の行使期間

2019年12月5日から2024年12月4日まで

⑥新株予約権の行使条件

- ・新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- ・その他の条件については、当社第196回定時株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」による。

⑦新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

割当ての対象者	人数	割り当てる新株予約権の数
当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）	3名	60個
当社執行役員	2名	20個

2017年8月23日開催の取締役会決議による新株予約権

①発行した新株予約権の数

110個

②新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式 110,000株

③新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり83,000円（1株当たり83円）

④新株予約権の行使価額

新株予約権1個当たり1,000円

⑤新株予約権の行使期間

2020年9月20日から2025年9月19日まで

⑥新株予約権の行使条件

- ・新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- ・その他の条件については、当社第196回定時株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」による。

⑦新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

割当ての対象者	人数	割り当てる新株予約権の数
当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）	3名	90個
当社執行役員	2名	20個

当事業年度中に発行した新株予約権の状況

2018年7月25日開催の取締役会決議による新株予約権

- ①発行した新株予約権の数
81個
- ②新株予約権の目的となる株式の種類および数
普通株式 81,000株
- ③新株予約権の払込金額
新株予約権1個当たり95,000円（1株当たり95円）
- ④新株予約権の行使価額
新株予約権1個当たり1,000円
- ⑤新株予約権の行使期間
2021年8月20日から2026年8月19日まで
- ⑥新株予約権の行使条件
 - ・新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
 - ・その他の条件については、当社第196回定時株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」による。
- ⑦新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

割当ての対象者	人数	割り当てる新株予約権の数
当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）	3名	67個
当社執行役員	2名	14個

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	執行役員地位、担当および重要な兼職の状況
※ 取締役 社長	山 内 一 裕	上海大東紡織貿易有限公司董事長
※ 取締役 副社長	野 村 利 泰	ヘルスケア事業本部長兼繊維・アパレル事業管掌
取 締 役	三 枝 章 吾	執行役員 経営管理本部長 内部統制担当
取 締 役	澤 田 康 伸	ヴィブランド・コンサルティング株式会社代表取締役
取締役 (常勤監査等委員)	加久間 雄 二	
取締役 (監査等委員)	飯 沼 春 樹	飯沼総合法律事務所 所長 弁護士
取締役 (監査等委員)	鏡 高 志	税理士法人高野総合会計事務所 パートナー、高野総合コンサルティング株式会社代表取締役 公認会計士
取締役 (監査等委員)	奥 村 秀 策	

(注) 1. ※は代表取締役であります。

2. 監査等委員加久間雄二氏は、長年にわたり当社の経理部門に在籍し、かつ、経理部門の長としての経験も豊富であることから、経理・財務に関する高い知見と見識を有するものであります。
3. 取締役澤田康伸氏、取締役飯沼春樹氏、取締役鏡高志氏および取締役奥村秀策氏は、社外取締役であります。なお、当社は澤田康伸氏、飯沼春樹氏、鏡高志氏および奥村秀策氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。また、各社外取締役の兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
4. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに社内監査部門との十分な連携を可能とすべく、加久間雄二氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 2019年3月31日現在の取締役兼務者を除く執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
執 行 役 員	青 木 寛 繁	繊維・アパレル事業本部長
執 行 役 員	飯 田 互	商業施設事業本部長 大東紡エステート株式会社取締役社長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

③ 取締役の報酬等の総額

取締役の報酬の決定に関する方針

取締役の報酬の決定につきましては、独立社外取締役を主要な構成員とし、社長・副社長を含む諮問委員会において、経営陣としての経験・見識・能力・実績等を総合的に勘案して答申された意見を参考に、報酬総額が株主総会の決議により定められた上限額の範囲を超えないことを前提に、取締役会で決定することとしております。

区 分	支給人員	金 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 (1)	53百万円 (6)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (3)	21 (13)
合 計	8	75

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第196回定時株主総会において年額72百万円以内（うち社外取締役の報酬枠10百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第196回定時株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。
3. 上記報酬等の額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額（監査等委員を除く取締役5百万円）を含んでおります。
4. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与9百万円を支給しております。

④ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査等委員会への出席状況

地位	氏名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数
取締役	澤田 康伸	100% (18/18回)	—
取締役(監査等委員)	飯沼 春樹	100% (18/18回)	100% (13/13回)
取締役(監査等委員)	鏡 高志	100% (18/18回)	100% (13/13回)
取締役(監査等委員)	奥村 秀策	100% (18/18回)	100% (13/13回)

・取締役会および監査等委員会における発言状況

各社外取締役は、議案審議等につき、自らの豊富な実務経験と幅広い見識および各々の専門的見地から助言・提言を積極的に行いました。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 東陽監査法人
- ② 報酬等の額

	金 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

(注) 1. 当社監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料を入手、報告を受けた上で過去の監査時間・監査報酬等の推移、前事業年度の監査時間の計画と実績を確認し、当事業年度の監査時間・報酬額見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき同意を行うものであります。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

また、企業会計審議会が定める「監査基準」および「監査に関する品質管理基準」への準拠性について確認し、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,053,350	流動負債	3,750,950
現金及び預金	1,735,466	支払手形及び買掛金	577,915
受取手形及び売掛金	652,248	短期借入金	2,374,400
たな卸資産	610,845	未払法人税等	2,716
その他	56,460	賞与引当金	34,308
貸倒引当金	△1,670	株主優待引当金	28,000
		その他の他	733,610
固定資産	17,799,711	固定負債	12,793,693
有形固定資産	17,067,530	長期借入金	8,311,000
建物及び構築物	5,882,421	リース債務	104,361
土地	9,268,089	預り保証金	1,567,132
リース資産	121,661	再評価に係る繰延税金負債	2,476,495
建設仮勘定	1,762,651	退職給付に係る負債	280,991
その他	32,707	資産除去債務	53,712
無形固定資産	204,276	負債合計	16,544,644
のれん	200,114	(純資産の部)	
その他	4,162	株主資本	△180,029
投資その他の資産	527,904	資本金	100,000
投資有価証券	330,635	利益剰余金	△270,247
破産更生債権等	87,808	自己株式	△9,781
繰延税金資産	126,768	その他の包括利益累計額	4,477,563
その他	67,135	その他有価証券評価差額金	△18,461
貸倒引当金	△84,442	繰延ヘッジ損益	△172,806
資産合計	20,853,062	土地再評価差額金	4,664,864
		為替換算調整勘定	3,967
		新株予約権	10,884
		純資産合計	4,308,418
		負債純資産合計	20,853,062

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		4,496,789
売上原価		3,313,581
売上総利益		1,183,208
販売費及び一般管理費		855,729
営業利益		327,478
営業外収益		
受取利息	31	
受取配当金	5,960	
持分法による投資利益	3,968	
その他	52,683	62,644
営業外費用		
支払利息	120,241	
その他	33,177	153,419
経常利益		236,704
税金等調整前当期純利益		236,704
法人税、住民税及び事業税	8,032	
法人税等調整額	△66,201	△58,168
当期純利益		294,872
親会社株主に帰属する当期純利益		294,872

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,336,623	流動負債	3,313,115
現金及び預金	1,206,184	支払手形	278,190
受取手形	156,582	買掛金	225,204
売掛金	375,570	短期借入金	2,374,400
たな卸資産	569,898	未払法人税等	293
その他の他	30,058	賞与引当金	25,770
貸倒引当金	△1,670	株主優待引当金	28,000
固定資産	18,011,261	その他の他	381,256
有形固定資産	17,265,414	固定負債	12,779,433
建物及び構築物	5,881,824	長期借入金	8,311,000
土地	9,470,591	リース負債	104,361
リース資産	121,661	預り保証金	1,578,689
建設仮勘定	1,762,651	再評価に係る繰延税金負債	2,476,495
その他の他	28,685	退職給付引当金	262,382
無形固定資産	204,161	資産除去債務	46,503
のれん	200,114	負債合計	16,092,548
その他の他	4,046	(純資産の部)	
投資その他の資産	541,685	株主資本	△229,143
投資有価証券	247,217	資本金	100,000
関係会社株式・出資金	104,629	利益剰余金	△321,923
長期貸付金	182,000	その他利益剰余金	△321,923
破産更生債権等	87,808	繰越利益剰余金	△321,923
繰延税金資産	123,373	自己株式	△7,219
その他の他	63,100	評価・換算差額等	4,473,595
貸倒引当金	△266,442	その他有価証券評価差額金	△18,461
資産合計	20,347,885	繰延ヘッジ損益	△172,806
		土地再評価差額金	4,664,864
		新株予約権	10,884
		純資産合計	4,255,336
		負債純資産合計	20,347,885

損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,445,065
売上原価		2,326,489
売上総利益		1,118,576
販売費及び一般管理費		812,646
営業利益		305,929
営業外収益		
受取利息	989	
受取配当金	5,960	
貸倒引当金戻入額	2,200	
その他	42,565	51,715
営業外費用		
支払利息	120,241	
その他	32,960	153,201
経常利益		204,443
税引前当期純利益		204,443
法人税、住民税及び事業税	371	
法人税等調整額	△66,157	△65,785
当期純利益		270,229

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

ダイトウボウ株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	田中武	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	長田洋和	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	田部秀穂	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイトウボウ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイトウボウ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

ダイトウボウ株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	田中武	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	長田洋和	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	田部秀穂	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイトウボウ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第199期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第199期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2019年5月10日

ダイトウボウ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 加久間 雄 二 ㊟

監査等委員 飯 沼 春 樹 ㊟

監査等委員 鏡 高 志 ㊟

監査等委員 奥 村 秀 策 ㊟

(注) 監査等委員飯沼春樹、鏡高志および奥村秀策は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



株主総会会場ご案内図

会場

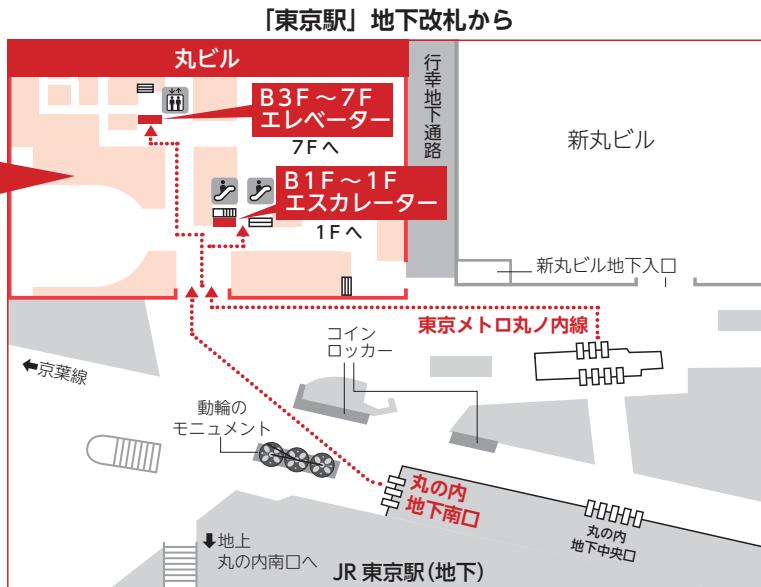
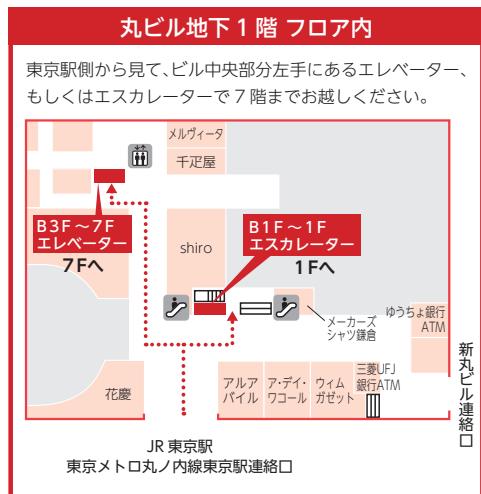
丸の内ビルディング 7階 丸ビルホール

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
TEL : 03-3217-7111

※昨年と株主総会会場が異なりますので、
お間違えのないようご注意ください。

日時

2019年6月25日(火)
午前10時 開始(午前9時半 開場)



交通

- JR「東京駅」丸の内南口 徒歩約3分
- 東京メトロ丸の内線「東京駅」直結 徒歩約2分
- その他、二重橋前駅、大手町駅、日比谷駅からお越しいただけます。

※駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

ダイトウボウ株式会社

